

第50回「ごはん・お米とわたし」
作文・図画山梨県コンクール実施・募集要領



第49回「ごはん・お米とわたし」作文図画全国コンクール

図画1部 優秀賞

【 初めてのおかゆはわたしが作った 】

山梨大学教育学部附属小学校2年（当時）早川 木糸さんの作品

令和7年6月

農 業 協 同 組 合

山梨県農業協同組合中央会

全国農業協同組合中央会

目 次

○実施要領 1

1. 趣 旨

2. 主催・後援

3. 募集方法

4. 実施方法

○募集要領 3

・ 審査基準（作文・図画） 6・7

○参考資料

・ 応募者総括表 8

・ 応募者一覧表 9

・ 作品貼付用応募票 10・11

・ 山梨県下 J A 一覧 12

第50回「ごはん・お米とわたし」

作文・図画山梨県コンクール実施要領

令和 7 年 6 月
山梨県農業協同組合中央会

山梨県コンクールは、全国コンクール実施要領に基づいて本要領を定め実施する。

1. 趣 旨

本コンクールは、ＪＡグループがすすめる「みんなのよい食プロジェクト」の一環として、これからの食・農・地域を担う次世代の子どもたちに、お米・ごはん食、日本の食卓と国土を豊かに作りあげてきた稲作をはじめとする農業についての学びを深めてもらうとともに、子どもたちの優れた作品を顕彰することを通じて、お米・ごはん食・日本食の重要性を広く周知することを目的として実施する。

2. 主催・後援

主催 県下全ＪＡ・ＪＡ山梨中央会・ＪＡ全中
後援 山梨県教育委員会

3. 募集方法

第50回「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール募集要領による。

4. 実施方法

(1) ＪＡ山梨中央会で実施する募集準備にかかる事項

募集資材（募集要領等）を作成・配布する。

なお、ポスターはＪＡ全中作成のものを使用する。

(2) 事務局の設置について

①各ＪＡごとに「作文・図画コンクール係」を設ける。

②ＪＡ山梨中央会は、ＪＡ支援部組合員政策課に「作文・図画コンクール事務局」を設ける。

(3) 各ＪＡへの資料送付について

ＪＡ山梨中央会は、各ＪＡ管内の小・中・特別支援学校数に応じて、次の基準でＪＡ宛資料送付を行う。

①ＪＡ・学校長への協力依頼文書 …………… １ＪＡ・校当たり１通

②実施・募集要領 …………… 各ＪＡ１部

③募集ポスター …………… ＪＡ本・支所(店)数と１校当たり１部

※実施・募集要領は J A 山梨中央会 H P に掲載します。支所(店)等必要によりダウンロードしてください。

(4) 小・中・特別支援学校宛資料配布について

各 J A は、J A 山梨中央会より送付された、管内小・中・特別支援学校宛資料を次の基準で配布するとともに、当コンクールへの協力を依頼する。

① 学校長への協力依頼文書 …………… 1 通

② 募集ポスター…………… 1 部

※実施・募集要領は J A 山梨中央会 H P よりダウンロードしてご利用ください。

【 J A 山梨中央会 URL : <https://www.ja-yamanashi.or.jp/>】

(5) 審査ならびに賞について

J A 山梨中央会は、選考委員会による審査会を行い、県コンクールにおける次の賞を決定する。

ただし、全国コンクール入賞作品については県段階の入賞対象から除くものとする。

◎最優秀賞 作文部門 各部門ごと 1 名、図画部門 各部門ごと 1 名

◎優秀賞 作文部門 各部門ごと 2 名、図画部門 各部門ごと 2 名

◎佳作賞 作文部門 各部門ごと若干名、図画部門 各部門ごと若干名

(6) 全国コンクールへの推薦

選考委員会の審査の結果、本県として各部門各部門ごとに 3 点以内を J A 全中主催の全国コンクールへ推薦する。

(7) 賞状・記念品・参加賞の送付

入賞者に対し賞状と副賞（記念品）を J A を通じ当該学校へ送付する。

また、応募者全員に参加賞を J A を通じ当該学校へ送付する。

(8) 入賞作品集の送付

「入賞作品集」を刊行し、J A および当該学校へ送付する。

(9) 作品の返却について

作品は原則として返却しないものとする。

(10) 全国コンクール・県コンクール入賞作品の出版権等

募集要領(P. 4)に準じる。

(11) 個人情報について

募集要領(P. 4)に準じる。

(12) そ の 他

この要領に記載されていない事項については、個別に協議のうえ決定し、実施する。

第50回「ごはん・お米とわたし」

作文・図画コンクール募集要領

【課題】(作文・図画両部門共通)

毎日のごはんでおいしかったことや、家族とのコミュニケーション、お米・ごはん食に関しての思い出や考えたことなどを、素直な気持ちで自由に表現してください。

【応募資格】

県内の小学校および中学校に在籍する児童・生徒。

特別支援学校の小学部、中学部に在籍する児童・生徒。

【応募規格】(枚数・大きさ)

●作文部門

- 1部 小学校1年生～3年生 (400字詰原稿用紙 **2枚以内**、
またはマス目の大きい原稿用紙で **800字以内**)
- 2部 小学校4年生～6年生 (400字詰原稿用紙 **3枚以内**)
- 3部 中学校1年生～3年生 (〃 **4枚以内**)

●図画部門

部別については、作文部門と同様とします。

各部とも **B3判 (364×515 ミリ)**、もしくは**四つ切り (380×540 ミリ)**の市販画用紙を使用。画材は特に制限しません。

**毎年、審査対象外となる作品が多くあります。
応募の際は上記規格・審査基準 (P.6-7) をよく読み、
児童・生徒に対し十分なご指導をお願いいたします。**

【応募規則】

(1) 作品には、1点ごとに次の事項を記入した応募票 (P.10) をつけてください。

つける位置は、作文は最後のページの裏面中央、図画は裏面中央とします。

①作品の題名②氏名③学校名・学年・組④学校の所在地・電話番号⑤J A名

(2) 作文用紙1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文を書き出してください (学校名、学年、氏名が3行になる場合は4行目から本文を書き出してください)。

(3) 作文は本人による直筆を原則とし、パソコンなどにより作成した原稿は応募不可とします。

ただし、視覚・手に障害のある児童・生徒については、その旨を特記事項として応募票の欄外に記述した場合のみ、パソコンなどで作成した原稿の応募を認めます。

(4) 作文・図画とも課題にそった作品を対象とします。

(5) 応募は本人の未発表でオリジナルの作品に限ります。また、他のコンテストに応募していない作品に限ります。他人の写真や作品を模写・模倣したものは応募できません。著作権、商標権、肖像権など、他者の権利を侵害する作品は応募できません。

(6) ひとりで1部門に2点以上の応募はできません。

(7) 合作は応募できません。

(8) 図画作品でスローガンや文字を入れたポスター的なものや台紙に貼ったものは応募できません。※審査基準の詳細は P6, 7 参照

(9) 学校で応募の際は、応募者総括表(P.8)と応募者一覧表(P.9)を必ず添付してください。

(10) 作品は原則として返却いたしません。

(11) 作品に応募することによって、応募作品を J A グループの広報活動および諸事業活動のために利用することに予め承諾したものとします。その際、作文の部分的な抜き出しや、図画のサイズの変更・トリミングなど一部改変させていただく場合があります。印刷等の都合上、実際の作品と色が多少異なる場合がございます。

(12) 記入いただいた個人情報、入賞通知・発表や表彰式などのほか、県名、学校名、学年、氏名等の一部情報についてはプレスリリース等のメディアへの発表、本会の広報媒体（入賞作品集やホームページ等）への露出や作品展示などの広報活動および諸事業活動で公表・使用することがあります。上記および、法令等により開示を求められた場合を除き、承諾なくコンクール関係者以外の第三者に個人情報を提供することはありません。

(13) 作品に応募することによって、上記の個人情報の使用に承諾したものとします。

(14) 入賞通知後でも、当該入賞作品がすでに発表済みやオリジナルでない作品と判明した場合、応募規則への違反や、虚偽の報告が判明した場合は受賞を取り消します。

【締 切 日】

令和 7 年 9 月 5 日（金）

※全国コンクール締切 令和 7 年 10 月 23 日（木）午前中
（山梨県段階審査後、各部門各部ごとに3点以内を全国へ推薦します。）

【 賞 】

※全国段階

- 内閣総理大臣賞
作文・図画部門各 1 名（計 2 名） 賞状と副賞（記念盾及びお米券、記念メダル）
- 文部科学大臣賞
各部門各部ごとに 1 名（計 6 名） 賞状と副賞（お米券及び記念メダル）
- 農林水産大臣賞
各部門各部ごとに 1 名（計 6 名） 賞状と副賞（お米券及び記念メダル）
- 全国農業協同組合中央会会長賞
各部門各部ごとに 1 名（計 6 名） 賞状と副賞（お米券及び記念メダル）
- 優秀賞
各部門各部ごとに 15 名（計 90 名） 賞状と副賞（記念メダル）
- 学校奨励賞
内閣総理大臣・文部科学大臣・農林水産大臣各賞受賞者所属校
（計 14 校） 賞状

※県段階

（全国段階の入賞作品については、県段階の入賞対象から除外するものとする）

- 最優秀賞
各部門各部ごとに 1 名（計 6 名） 賞状と副賞（記念品）
- 優秀賞
各部門各部ごとに 2 名（計 12 名） 賞状と副賞（記念品）
- 佳作賞
各部門各部ごとに若干名 賞状と副賞（記念品）

【入賞発表】

- 全国段階 令和 7 年 12 月上旬
令和 8 年 1 月 10 日（土）表彰式を東京で開催
（各大臣賞および J A 全中会長賞入賞者が対象）
- 県 段 階 令和 7 年 12 月中旬（参加校・J A へ J A 山梨中央会より文書で通知）

＜令和 8 年 2 月末までに賞状、副賞を発送する＞

【問い合わせ先】

〒400-8530 甲府市飯田1-1-20 山梨県JA会館内
JA山梨中央会 JA支援部 組合員政策課「作文・図画コンクール事務局」
TEL 055-223-3503 FAX 055-220-1083

* 集まった作品は、最寄りのJAもしくは上記へご提出ください。
（JAは本所・支所は問いません。本冊子のJA住所録(P.12)をご覧ください。）

本コンクールの作文部門審査基準は以下の通りです。応募の際にはご注意ください。

作文部門審査基準

“上手な作文”よりも下記の点で“よい作文”を評価する。

1. 課題に沿った作品であること。
2. ごはん・お米に関わる事柄や問題点を、年齢相応に正しく理解しており、かつ、年齢相応の言葉で表現していること（子どもはよく難しい言葉を使いたがるが、年齢に馴染まないものは、好ましくない）。
3. 問題のとらえ方や、考え方が素直であり、かつ自分の意見・感想を率直に述べていること。
4. 自分の生活経験がにじみ出ていること（抽象的、一般的なことのみに終始するものは好ましくない）。
5. 作品全体に希望や明るさが感じられること。
6. 規定の枚数であること。
7. 誤字、脱字がなく、その他の表記（かぎカッコや句読点など）も正確であること（誤字、脱字、添削跡などについては減点の対象になります。必要に応じて、本人に差し戻し、清書させてください）。
8. 作文用紙は1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文を書き出す（学校名、学年、氏名が3行になる場合は4行目から本文を書き出す）。

本コンクールの図画部門審査基準は以下の通りです。応募の際にはご注意ください。

図画部門審査基準

<主題のとらえ方について>

1. 子どもらしい発想を尊重する。子どもは時流に敏感なので、のびのびした明るく楽しいアイデアがあるものがよい。
2. 理解させるためディスカッションすること。
3. 宿題的な押しつけで描かせないこと。

<基準について>

(次のようなものは審査の対象外になります)

1. ごはん及びお米を主題としていないもの。
2. スローガンや文字を入れたポスター的なもの。
3. おとぎ話や童話をモチーフにしたもの。
4. 漫画やアニメなどのキャラクターを挿入したもの。
5. おむすびやお米に顔や手・足の出ているもの（擬人化したもの）、および実在しないもの（空想やファンタジー性のあるもの）。
6. 石、木片などを貼りつけたもの。
7. 紙の寸法が極端に大きかったり小さかったりするもの。
8. 紙がボール紙のように厚かったり、半紙のように薄かったりするもの。
9. 台紙に貼って応募したもの。
10. メーカー名や企業名、ロゴマークなどを使用したもの、および宣伝になる恐れがあるもの。
11. パソコンなどでデジタル的に描かれたもの。

ただし、キャンバスボードに油絵で描いたもの、あるいは石版画、シルクスクリーン、木版、スクラッチボードなどを利用したものは基準内として審査対象とします。

また、いわゆる「切り絵」や「貼り絵」についても審査対象とします。

12. 道路交通関連法規などへの違反が疑われるもの。

(例. トラクターの乗車定員オーバー（2人乗り）、乗車装置でない荷台に乗った姿が描かれたもの など)

応 募 者 総 括 表

学校名 _____

電話番号 _____

担当者名 _____

提出先JA名 _____

作 文								
1部(小学校1~3年)			2部(小学校4~6年)			3部(中学校1~3年)		
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
人	人	人	人	人	人	人	人	人
作文合計								
図 画								
1部(小学校1~3年)			2部(小学校4~6年)			3部(中学校1~3年)		
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
人	人	人	人	人	人	人	人	人
図画合計								

☆参加賞を配布する際、こちらの総括表を基にいたしますので正確に記入をお願いいたします。

☆お手元にコピーを残してから提出をお願いいたします。

	受付処理日
学 校	
J A	
中央会	

表 一 募 者 一 覽

作文・図画（どちらかに○を付けてください）

法人

学校名：市 町 村 立 小・中 学校

[illegible]

15

30

部別： 1部＝小学校1～3年生
2部＝小学校4～6年生
3部＝中学校1～3年生

☆お手元にコピーを残してから提出をお願いいたします。

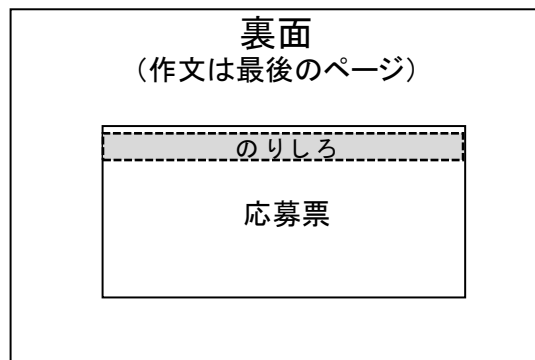
個人作品貼付用 応募票

作品番号	都道府県コード	作品番号	部門
			作文・図画
フリガナ			
作品の題名			
フリガナ			
氏名			
フリガナ			学 年
学校名	学校	年	組
学校所在地			
電話番号			
当該JA名			

- (注) 1. 必要事項を記入の上、作文は最後のページ裏面中央、図画は作品裏面中央に、下図”のりしろ”部分のみ貼付(のり付け)してください。
 ただし、都道府県コード、作品番号は記入しないでください。
 2. コピー用として11ページをご使用ください。

※全中会長賞以上を受賞された場合には、表彰式出席時の交通・宿泊手配のため、本人の住所について事務局から聞き取りをさせていただきます。

[貼付見本]



※本コンクールの作品応募に際して提供された個人情報、承諾なく第三者に提供しません。ただし、入賞者については入賞発表や表彰式などのほか、主催者の広報媒体(入賞作品集やホームページ等)への露出や作品展示などの広報活動および諸事業活動で公表や使用することがあります。

個人作品貼付用 応募票

作品番号	都道府県コード	作品番号	部門
			作文・図画
フリガナ			
作品の題名			
フリガナ			
氏名			
フリガナ			学 年
学校名	学校		年 組
学校所在地			
電話番号			
当該JA名			

作品番号	都道府県コード	作品番号	部門
			作文・図画
フリガナ			
作品の題名			
フリガナ			
氏名			
フリガナ			学 年
学校名	学校		年 組
学校所在地			
電話番号			
当該JA名			

山梨県下ＪＡ一覧

Ｊ　Ａ　名	連　絡　先	住　所
Ｊ　Ａ　北　富　士※	0555-72-1439	〒401-0301 南都留郡富士河口湖町船津３１１２－１
Ｊ　Ａ　鳴　沢　村※	0555-85-2470	〒401-0320 南都留郡鳴沢村７１１－４
Ｊ　Ａ　ク　レ　イ　ン	0554-20-8800	〒402-0054 都留市田原１－２－３
Ｊ　Ａ　フ　ル　ー　ツ　山　梨	0553-32-6500	〒404-0045 甲州市塩山上塩後１１００
Ｊ　Ａ　ふ　え　ふ　き	055-265-1600	〒406-0822 笛吹市八代町南５６１
Ｊ　Ａ　山　梨　み　ら　い	055-223-9600	〒400-0064 甲府市下飯田３－５－１２
Ｊ　Ａ　南　ア　ル　プ　ス　市	055-283-7111	〒400-0306 南アルプス市小笠原４５５
Ｊ　　　Ａ　　　梨　　　北	0551-22-1311	〒407-0005 韮崎市一ツ谷１８９５

※ＪＡ北富士、ＪＡ鳴沢村は８月１日にＪＡふえふきと合併し、ＪＡふえふき富士河口湖総合支所、ＪＡふえふき鳴沢支所となります。

＜コンクール事務局＞

〒４００－８５３０　甲府市飯田１－１－２０　山梨県ＪＡ会館内
 ＪＡ山梨中央会　ＪＡ支援部　組合員政策課　「作文・図画コンクール事務局」
 ＴＥＬ：０５５－２２３－３５０３
 ＦＡＸ：０５５－２２０－１０８３

お問い合わせ・提出はお近くのＪＡまたはコンクール事務局へ

